

## 見附市選挙管理委員会告示第6号

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第39号）第1条第1項の規定によりポスター掲示場を設けたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項の規定によりその設置場所を告示する。

令和5年3月23日

見附市選挙管理委員会

委員長 岡村 勝元

ポスター掲示場の設置場所

別紙のとおり